専 門 技 術 者 選 定 通 知 書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年 　　 月 　　 日

横　　浜　　市　　長

横浜市水道事業管理者

横浜市交通事業管理者

住　所

請負人

氏　名

　次のとおり専門技術者を定めたので、横浜市工事請負契約約款第11条第5項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 工　　事　　名 |  |
| 技術者の氏名 |  |
| 担当工事内容 |  |
| 技術者の資格等 | 資格要件（建設業法第７条第２号）  　□イ　３年又は５年以上実務の経験を有する者で、在学中に法令で  　　　　定める学科を修めた者  　□ロ　10年以上実務の経験を有する者  　□ハ　大臣が同等以上の知識及び技術または技能を有すると認定し  　　　　た者  　　（資格内容） |

注：専門技術者とは、主任技術者（監理技術者）の持っている資格では法令上の指導・監理がで

　　きない工事を自ら施工しようとする場合に、配置される技術者のこと。